

療養病床から転換した老人保健施設の報酬上の評価について

1 基本的な考え方

療養病床から転換した老人保健施設の報酬上の評価については、新たな施設サービス費を設定するほか、必要に応じて、個別の加算により出来高で評価を行う。

2. 医師の評価

医師の業務に対する評価については、施設サービス費に加えて、入所者の状態により個別のニーズが大きく異なる医学的管理や看取りについて、出来高で評価を行う。

3. 看護職員の評価

看護職員については、夜間における喀痰吸引・経管栄養といった日常的な医療処置を提供するため、24時間看護職員の配置が可能となるような基準を設定し、評価を行う。

4. 介護職員の評価

介護職員については、既存の療養病床における配置の実態を踏まえた評価を行う。

5. 急性増悪時の対応

急性増悪時に施設の医師では対応することが困難な処置等を外部の医師が行った場合については、医療保険で評価を行う。

6. 今後の対応

施設の運営や入所者の状況について検証を行い、必要な場合には適宜見直しを行う。